



知らなきや損する!!

ネット販売事業者の税務調査対策

第1回 ネット販売業者における税務調査の現状

ネット販売の市場規模の拡大や参入社数の増加により、近年、ネット販売事業者に税務調査が行なわれるケースが増えてきている。単に「申告を忘れていた」場合ではその多くは、当該事業者は経営を揺るがしかねない「高額な追徴課税」を支払わざるを得ない。これはネット販売事業者にとって経営リスクと捕らえるべき問題で、そうならないために事前に準備を行なうことが重要だ。本連載では通販事業者における税務調査で見られるポイントと事前対策方法を数回に分けて掘り下げていく。

ネット販売業界における税務調査の現状

近年、ネット取引を行う個人及び企業に税務調査が行われるケースが増加している。実際に国税庁が出しているデータでも見て取ることができ、例えば大阪国税局が出している統計データではネット関係の税務調査の調査件数は大阪府で年間600件ほどにも上っており、その申告漏れ所得金額の総額は57億円を超えている。

取引区別の調査件数を見てみると、特に調査件数の多いのが「ネットオークション」の188件。また、「ネット通販」についての調査件数が158件となっている。つまり、ネットで売買を行っている個人及び会社に対して、2009年だけでも約300件以上が税務調査に入られているというのが現状だ。(図1)

まず第1回目の今回は税務調査の基礎知識とネット販売事業者はなぜ税務調査に入られるのか。また、こういった対策を採るべきなのかについて解説していく。

税務調査とは？

それでは、そもそも税務調査がなぜ行われるのかという点を解説したい。納税義務を正しく、漏れなく履行している納税者がいる半面、税務関係法令は複雑かつ難解である為、誤った解釈による計算ミスや故意ではなくうっかり申告を漏らしてしまっている

ケースが意外と多い。それを防ぐための税務署の行う調査が、税務調査である。

いざ税務調査が入るとなると、申告のどこかを指摘されるのではないかと、誰でも不安で嫌なものであり、この税務調査によって頭を悩まされる経営者も多い。また、国が行う調査であるため、任意調査とはいえ実質的には強制的で拒否することはできない。

税務署は「法人課税部門」、「個人課税部門」、「資産課税部門」の部門制をとっている。一般に税務調査においては、帳簿書類一式は勿論、実際の商品、銀行取引関係資料、取引にかかる契約書、納品書、請求書、領収書などの証憑書類、等々必要なものが全て調査の対象となる。

なぜネット販売業者に税務調査が入るのか？

ネット販売業者が税務調査を受けやすい大きな原因としては、以下の理由があげられる。

【無店舗経営である点】

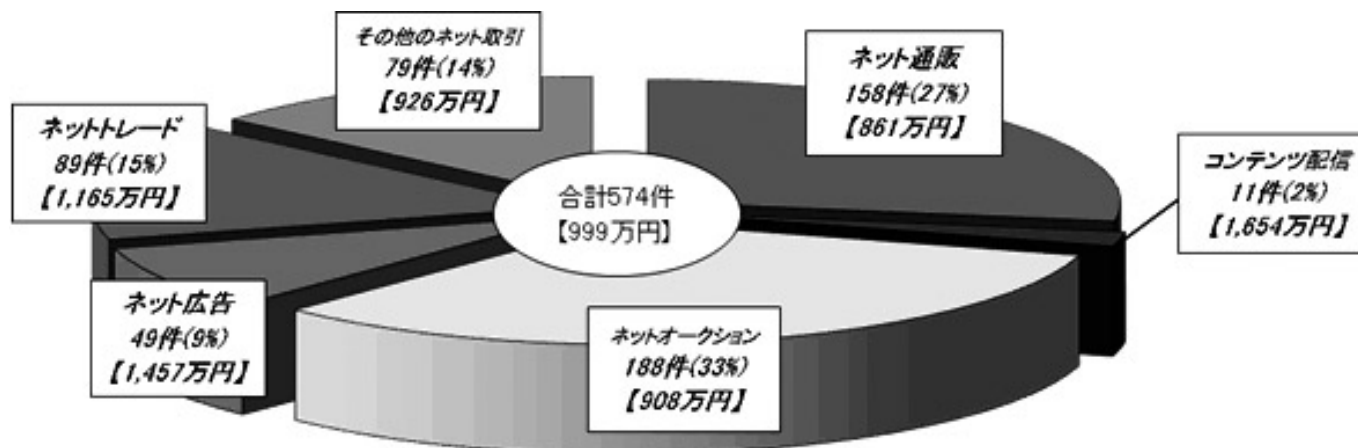
ネット販売を行っている場合、店舗とネット販売を平行にやっているケースもあるが、無店舗でネット販売のみを行っているケースが多い。無店舗であれば、税務調査が入らないと思っている方を多く見てきたが、まったく逆であり、むしろ危ないと考えべきである。

なぜなら、在庫も存在しないケースや取引履歴が明確に残っていないケースが多数存在しているため、かえって税務署はネット販売業に目を光らせている。現在では、“ネット販売業者に対して積極的に税務調査を行う” といったある種の決まりごとができているといっても過言ではない状況にある。

【比較的好調な業界である点】

比較的好調な業界の特徴は、「売上の前年比が著しく高い」「申告所得の伸びが著しい」「急な取引規模

図 1



の拡大や業績の向上に経理部門が対応できていない」といった傾向がみられる。

他の業界では、売上が200%アップなどはほとんど耳にしないが、この業界であればそれほど珍しいケースでは無い。所得税と法人税に限ってみれば、利益が出ていない場合はたとえ税務調査で申告漏れを指摘されたとしても追加で税金を払う必要がないので、好調な業種ほど税務調査が入りやすいわけだ。

税務調査を受けるとどうなるか？

では、税務調査が入るとどうなるのか。結論から言えば、現状約80%以上の確率で追徴課税が取られてしまっている。しかも、その額が非常に高額であり、ネット販売を行っている事業者の調査状況からすると、平均申告漏れ所得金額が約1千万円となっている。

この申告漏れ所得金額に税率を掛けた金額が追徴税額として税務署にとられてしまう訳であるが、さらに、注意しないとイケないのは附帯税である。例えば、申告をしなかったために税務署から調査を受け、期限後申告をしたり、所得金額の決定を受けたりすると、申告等によって納める税金のほかに無申告加算税（平成18年分以降の各年分の無申告加算税は、原則として、納付すべき税額のうち50万円までは15%、50万円を超える部分は20%の割合）や延滞

税というペナルティ的な意味合いの税金が課される。

特にネット販売業者の場合は、この無申告加算税を徴収されるケースが非常に多い。要するに、「申告を忘れていた」あるいは「申告をしていない」というケースが大半である。

ネット販売業における税務調査事前対策！

恐ろしい税務調査を乗り越えるためにも、対策が必要になってくるわけだが、事前にどのような取り組みをすれば良いのか。次回以降、順を追って説明していきたい。

著者プロフィール



加地宏行（かじ・ひろゆき）
税理士。税務署・国税局・国税庁に約20年勤務した経験から、現在、税務調査としての実績は多岐に渡る。また、税務調査での情報発信を広げていく上で、『税務調査ネット』のホームページを2008年に立ち上げ、様々な業種から反響を呼んでいる。
現在、加地グループの代表として税理士事務所・行政書士事務所等を運営する他、大阪商業大学などでも講師をしており、幅広い分野において活躍している。